

○北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則

昭和51年3月22日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、共同施設等（別表第2に掲げる共同施設及び環境改善のための施設並びに別表第1に掲げる商店街防火関連設備設置事業又は木造市場防火関連設備設置事業の対象となる防火又は消火活動上有用な設備をいう。）を設置する事業及び別表第2に掲げる環境改善のための施設を撤去する事業を行う中小企業団体及び木造市場出店者団体に対し、当該事業に必要な資金の一部を補助することにより、共同施設等の設置等の促進を図ることを目的とする。

（平9規則40・全改、平12規則74・平25規則29・平27規則　・一部改正）

(定義)

第2条 この規則において「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに4人以上の事業者をその構成員とするこれらに準ずる団体並びに中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第2項に規定する中小小売商業者の2以上が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社で同条第1項に規定する中小企業者に該当するものをいう。

2 この規則において「中小小売商業者団体」とは、次に掲げる要件を満たす中小企業団体をいう。

- (1) 3分の2以上の構成員が小売業又はサービス業に属する事業を営んでいること。
- (2) 小売業に属する事業を営む構成員の数がサービス業に属する事業を営む構成員の数以上であること。

（平9規則40・平12規則74・平15規則34・平18規則57・一部改正）

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、別表第1に掲げる補助対象事業（以下「補助対象事業」という。）を行う中小企業団体（モデル商店街支援事業にあつては中小小売商業者団体で法人格を有するものに、商店街防火関連設備設置事業、商店街省エネ型照明設備設置事業及び環境改善施設撤去事業にあつては中小小売商業者団体に限る。）で、市内に主たる事務所を有し、かつ、市税を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、木造市場防火関連設備設置事業に係る補助金の交付を受けることができるものは、木造市場出店者団体（同一の木造市場（市長が別に定めるものに限る。）において事業を営む2以上の者を構成員とする団体をいう。）で、市内に主たる事務所を有し、かつ、市税を滞納していないものとする。

3 補助金の交付基準額は、別表第1に定めるとおりとする。

4 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付、融資制度による融資金（当該融資金に付される利子の全部又は一部の補給を市から受け

るものに限る。)の融資又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。

(昭58規則4・全改、平9規則40・平12規則74・平25規則29・平27規則 一部改正)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に補助対象事業に必要な資金の見積書の写しその他市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(平17規則77・全改)

(届出事項)

第5条 補助金の交付を受けたものは、次の各号の一に掲げる事情に該当するに至った場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した施設（以下「補助対象施設」という。）に火災等の重大な事故が生じたとき又はその内容を変更しようとするとき。
- (2) 主たる事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。

(昭58規則4・平12規則74・一部改正、平17規則77・旧第6条繰上)

(財産の処分の制限)

第6条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金（環境改善施設撤去事業に係る補助金を除く。）の補助対象施設について、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する当該施設に係る減価償却資産の耐用年数に相当する期間、その他のものにあっては当該施設の耐用年数を勘案して10年を超えない範囲で市長が当該施設の種別ごとに定める期間は、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「基本規則」という。）第22条に定める処分の制限を受けるものとする。

(昭56規則49・昭58規則4・平12規則74・平15規則34・一部改正、平17規則77・旧第7条繰上)

(基本規則との関係)

第7条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、基本規則の定めるところによる。

(平17規則77・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この規則の施行について、必要な事項は別に産業経済局長が定める。

(平14規則56・一部改正、平17規則77・旧第9条繰上、平20規則33・一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

(平23規則41・一部改正)

(北九州市中小企業近代化等補助金交付規則の廃止)

- 2 北九州市中小企業近代化等補助金交付規則(昭和42年北九州市規則第8号。次項において「旧規則」という。)は、廃止する。

(平23規則41・一部改正)

(経過措置)

- 3 旧規則の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

(平23規則41・一部改正)

付 則(昭和56年7月1日規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体共同施設近代化補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に補助金の交付の申請を受理したものから適用し、同日前に補助金の交付の申請を受理したものについては、なお従前の例による。

付 則(昭和57年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年3月22日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体共同施設近代化補助金交付規則の規定は、昭和58年4月1日以後に補助金の交付の申請を受理したものから適用し、同日前に補助金の交付の申請を受理したものについては、なお従前の例による。

付 則(昭和60年4月26日規則第29号)

この規則は、昭和60年5月1日から施行する。

付 則(昭和61年8月26日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年3月31日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体近代化補助金交付規則の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行日(施行日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「着工日」という。)が平成元年4月1日以後である補助対象事業について適用し、着工日が平成元年4月1日前である補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成9年12月4日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体環境整備促進補助金交付規則の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日(その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が施行日前である補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成12年5月18日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日(その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。)が平成12年4月1日以後である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が平成12年4月1日前である補助対象事業については、なお従前の例による。

(補助金交付基準額の特例措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の一般事業(法人格を有しない中小企業団体が行うものに限る。)に該当する補助対象事業が改正前の別表第1の受電設備設置事業に該当する補助対象事業又は改正前の別表第1の一般事業(法人格を有しない中小企業団体が行うものに限る。)及び受電設備設置事業から成る補助対象事業である場合であって、施行期間の初日が平成12年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの日であるときの当該補助対象事業に係る補助金交付基準額は、改正後の別表第1の一般事業(法人格を有しない中小企業団体が行うものに限る。)に該当するものとして算出した補助金交付基準額と改正前の別表第1の一般事業に該当するものとして算出した補助金交付基準額(法人格を有しない中小企業団体が行うものに限る。)及び受電設備設置事業に該当するものとして算出した補助金交付基準額の合算額のいずれか高い額とする。

付 則(平成14年3月31日規則第56号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月31日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日(その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。)が平成15年4月1日以後である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が平成15年4月1日前である補助対象事業については、なお従前の例による。

- 3 改正前の別表第1に掲げる補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成16年7月16日規則第68号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日(その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が施行日前である補助対象事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表第1に掲げる補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成17年7月22日規則第77号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に補助対象事業に係る契約を締結した補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成18年4月28日規則第57号)

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月1日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の付則第4項及び第5項の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日(その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。)が平成23年7月1日以後で、当該契約書に記載されたその事業の施行期間の末日(その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約の履行を完了した日。以下「施行期間の末日」という。)が平成25年3月31日以前である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が平成23年7月1日前である補助対象事業及び施行期間の末日が平成25年3月31日後である補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成24年4月1日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別表第1に掲げる補助対象事業については、なお従前の例による。

付 則(平成25年4月1日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月24日規則第25号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年3月25日規則第10号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日（その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。）が令和6年4月1日以後である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が令和6年4月1日前である補助対象事業については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

(平12規則74・全改、平15規則34・平16規則68・平25規則29・平27規則 一部改正)

補助対象事業		補助金交付基準額
事業名	事業内容	
一般事業	別表第2に掲げる共同施設又は環境改善のための施設の設置事業（市内に設置するものに限る。以下「共同施設・環境改善施設の設置事業」という。）で、事業費が100万円以上のもの（モデル商店街支援事業、商店街防火関連設備設置事業及び商店街省エネ型照明設備設置事業に該当する事業を除く。）	事業費の100分の20に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の額
モデル商店街支援事業	市が実施する商店街活性化計画づくり支援事業（以下「計画づくり支援事業」という。）で提示された事業に該当する共同施設・環境改善施設の設置事業（国又は福岡県の同種の補助金の交付を受け、又は受けることが決定されたものを除く。）で、当該設置事業の事業費が1,000万円以上であり、かつ、計画	事業費の100分の30に相当する額（その額が1億2,000万円を超えるときは、1億2,000万円）以内の額

	づくり支援事業での計画 策定後５年以内に行うもの のうち市長が模範となると 認めたもの	
商店街防火関連設備設置 事業	商店街における防火又は 消火活動上有用な設備(消 防法(昭和２３年法律第１ ８６号)第１７条の規定に より設置するものを除く。 以下「防火関連設備」とい う。)の設置事業	事業費の１００分の５０に相当する額(その額が５００ 万円を超えるときは、５００万円)以内の額
木造市場防火関連設備設 置事業	木造市場における防火関 連設備の設置事業	事業費の１００分の５０に相当する額(その額が防火関 連設備設置店舗数に２０万円を乗じた額又は５００万 円を超えるときは、それらのうちいずれか少ない額)以 内の額
商店街省エネ型照明設備 設置事業	共同施設・環境改善施設の 設置事業のうち、商店街に おける省エネルギー型の 照明の設置事業(光源のみ の取替えを行うものを含 む。)で事業費が１００万 円以上のもの	事業費の１００分の５０に相当する額(その額が５００ 万円を超えるときは、５００万円)以内の額
環境改善施設撤去事業	別表第２に掲げる環境改 善のための施設(市内に設 置されているものに限 る。)の撤去事業(まちづ くりに係る計画等に基づ くものに限る。)で、事業 費が１００万円以上のもの (一般事業に該当する事 業を除く。)	事業費の１００分の２０に相当する額(その額が２，０ ００万円を超えるときは、２，０００万円)以内の額

別表第２(別表第１関係)

(平元規則19・全改、平12規則74・一部改正)

共同施設	共同店舗、共同工場、共同倉庫、共同作業所、共同会館、 共同車庫、共同駐車場、共同福利厚生施設、共同受電設 備、共同設備等
環境改善のための施設	アーケード、カラー舗装、街路灯、アーチ、共同看板(統 一規格によるものに限る。)等